(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市消防局警防規程(平成28年消防局訓令第3号) 第55条に規定する火災現場における再燃火災の防止について、必要な事項 を定めるものとする。

(用語の意義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 鎮圧 現場最高指揮者が消防隊等の火災防ぎょ活動により延焼拡大の 危険がなくなったと認定したときをいう。
 - (2) 残火処理 鎮圧後、残火を点検処理し、鎮火に至るまでの活動をいう。
 - (3) 鎮火 現場最高指揮者が焼き状況を見分して、再燃のおそれがないと認定した時点をいう。
 - (4) 現場保存区域 川崎市火災調査に関する規程(平成7年消防局訓令第5 号)第27条に規定する火災原因調査等の必要上、保存すべき区域をいう。
 - (5)警戒 消防隊等が現場を引揚げたのち、再燃火災を未然に防止するため 再び火災現場に出向し、残火処理活動を行うことをいう。
 - (6)関係者等 火元建物、類焼建物等の所有者、管理者又は占有者若しくは 現場最高指揮者が必要と認めた者をいう。

(再燃火災防止の手順)

第3条 再燃火災防止の手順は、別表第1のとおりとする。

(残火処理の指揮)

第4条 残火処理活動の指揮は、現場最高指揮者が行わなければならない。この場合においてその体制は、火災の規模、状況等により現場最高指揮者が決

定する。

(担当区域の決定)

- 第5条 現場最高指揮者は、残火処理活動を効率的に行うため、消防隊等ごとに残火処理担当区域を指定しなければならない。この場合において、木造建物にあっては焼けどまり付近、耐火建物にあっては直上階等に対する延焼危険箇所を重点区域とし指定しなければならない。
- 2 現場最高指揮者は、小火、消防隊等到着時にすでに消火活動の必要ない火 災その他焼損程度が軽微な火災においても、残火処理活動を行う消防隊等を 指定しなければならない。

(安全管理)

第6条 残火処理活動を指定された消防隊等の長(以下「隊長」という。)は、 残火処理活動を行う段階において、建物等が警防活動上危険な状態になって いる場合が多いことを周知徹底させ、壁体、柱等の倒壊、床、瓦等の落下、 転落、踏みぬき等及び危険物の把握等を具体的に隊員に指示しなければなら ない。

(残火処理活動)

第7条 隊長は、別表第2に定める残火処理基準に基づき、残火処理チェックカード(第1号様式)により残火の確認を行うとともに、警防資機材を効率的に活用して、迅速、的確な残火処理活動を実施しなければならない。

(残火処理活動時の留意事項)

第8条 現場最高指揮者は、残火処理活動を行うにあたり破壊作業をするときは、努めて関係者の承諾を得たのち実施しなければならない。ただし、関係者が不在のため承諾を得られない場合は、現場に在る警察官その他状況を立証できる者と協議のうえ、必要な措置を講じ、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1)破壊箇所は、作業が容易で、かつ、最大の効果が発揮できる部分とすること。
- (2) 破壊範囲は必要最少限度にとどめること。
- 2 残火処理活動のための注水活動は、次の各号に掲げる事項に留意しなけれ ばならない。
 - (1)消防対象物に適応した注水方法により効率的に行うとともに、出火場所付近の注水は、噴霧注水等を主体とすること。
- (2) 水損防止を図るため、必要に応じサルベージシート等の水損防止用資機 材を有効に活用すること。
- 3 可燃物又は焼残物の搬出については、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。
 - (1) 布団、マット、繊維等再燃のおそれある物品は、必要に応じて屋外の安全な場所に搬出して残火処理活動を行うこと。
- (2) 倉庫、材木置場等大量可燃物の集積場所における可燃物又は焼残物の搬出には、必要に応じ関係者の協力を求め効率的な残火処理活動を行うこと。 (残火処理チェックカードの提出)
- 第9条 残火処理活動を完了した隊長は、残火処理チェックカードを現場最高 指揮者に提出しなければならない。

(協力依頼書の交付)

第10条 現場最高指揮者は、消防隊等が火発現場を引揚げるとき再燃火災防止のため必要ある建物等の関係者に対して、協力依頼書(第2号様式)を交付し協力を求めなければならない。

(警戒)

第11条 消防署長は、火災警報、又は異常気象(強風、乾燥注意報)が発令 中若しくはその他必要と認めた場合は、消防隊等に警戒を行わせなければな らない。この場合残火処理基準に基づき点検を行うとともに、警戒時点検記録表(第3号様式)により記録しておくものとする。

(再燃火災の発生)

第12条 消防署長は、再燃火災が発生したときは、再燃火災発生報告書(第4 号様式)に警戒時点検記録表を添付し、直ちに消防局長に報告しなければなら ない。

附則

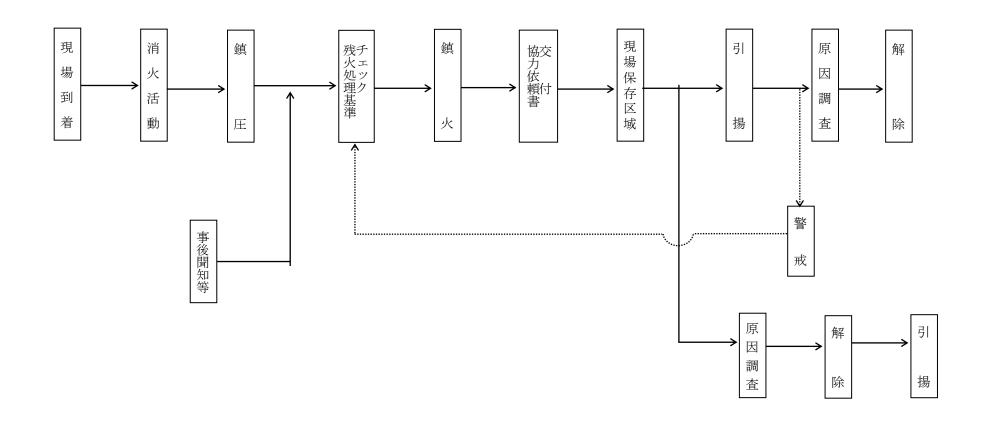
(施行期日)

1 この要綱は、平成元年4月17日から施行する。

(関係通知の廃止)

2 「消防隊の運用及び再燃火災防止対策(建物火災)について(通知)」(55川消局警防第1626号。昭和55年11月25日付)は、廃止する。附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。



別表第2

残 火 処 理 基 準

構造別	特に残火が生じ 易い場所等	点検要領	搬 出•破 壊 要 領
	屋根、小屋裏、 天井裏、床下等	点検口(押入れの天井 部分等)等からの内部を 視認する。	小屋裏、天井裏及び床下の点検 には、天井、床等を一部破壊する。
木	家具類 (タンス等) 戸棚の裏側	移動させて火気及び煙 の有無を確め、更に内部 の収容物を視認する。	1 収容物のうち衣類、書籍等で 焼きしているものは、屋外の安 全な場所に搬出する等の必要な 処置を講ずる。
			2 家具類、戸棚等を移動し、必要に応じ破壊器具等により局部 を破壊する。
造	押入れ、戸袋等	 収容物を引出し、内部を視認して火気及び煙の有無を確める。 小屋裏への燃え抜け状況を確認する。 	V. 12. 12. 12. 12. 12. 12. 12. 12. 12. 12

	暖房等の火気使 用施設周囲の鉄板 張内装裏面及び煙 突の貫通部分等	変色部分等の表面を素 手で触れて温度を確かめ る。	変色部分等の表面温度の高い部分及び煙突の貫通部分を破壊器具等により局部破壊する。
木	瓦下地等、畳の合せ 目等	 焼け止まり箇所等を 視認する。 畳で焼きの深いもの は床板まで焼き抜けて いるか確認する。 	1 畳で焼きしているものは、屋 外の安全な場所に搬出する等の 必要な処置を講ずる。 2 屋根の点検は、瓦及びその下 地等を一部破壊する。
	柱、梁、合掌等のほ ぞ部分等	 視認及び表面を素手で触れて温度を確認する。 通し柱等に焼きがある場合は、小屋裏、天井裏まで確認する。 	必要に応じ、けん引ロープ等に より柱、梁等を転倒、落下させる。
造	焼き堆積物等	堆積物内部の火気を確 認する。	1 可能な限りとび口等で掘起し 又は掘起しを行う。 2 化学製品等で注水、加熱等に より発熱の危険性あるものは、 できる限り屋外の安全な場所に 搬出する。

4	布団、マット、繊維 類、紙、木材、木く ず	深部に残った火気を素 手で触れる等して確認す る。	消火器等で消火したもの、又は 変色しているものなど、できる限 り屋外の安全な場所に搬出する。
木	強い加熱を受けた 部分風下消防対象 物の飛火危険箇所 等	変色又は強い加熱を受けたと予想される部分を素手で触れて温度を確める。	1 変色又は受熱温度等から必要に応じ破壊器具等で一部を破壊する。 2 布団、繊維類等深部に火気が残り易いものについては、できる限り屋外の安全な場所に搬出する。
防火造	モルタル等壁の二 重壁内等	変色又は強い加熱を受けたと予想される部分を 素手で触れて温度を確める。	必要に応じ、破壊器具等により 二重壁の一部を破壊する。
	その他木造	及び耐火造に	準ずる。
耐火	ダクト、パイプスペ ース等のたて穴部 分等	 1 点検口等から内部を 視認する。 2 直上階等へのたて穴 部分等で埋戻しの有無 	1 押入れ等の収容物を引出し、たて穴等の有無を確認する。2 ダクト等の一部を破壊する。
造		を点検する。 3 可燃物と接している 部分を点検する。	

ダクト、パイプ等の1 点検口等から視認すダクト、天井、側壁等の一部を
破壊器具等により破壊する。壁体並びに床貫通る。破壊器具等により破壊する。部分の仕舞材及び2 変色部分等の表面を
素手で触れ温度を確め
る。

その他木造及び防火造に準ずる。

残火処理チェックカード

火災和	番号			鎮 決定				作成者			
	次处理 年 月 日 時		分	残火処理 の必要性	有	· 無					
処	理	名称					占有	了者等氏名			
対象	物	構造	木・	防・簡	・耐	•他	用途		処理階		階
番号		点	検	筃	所		点検 結果	備		考	
1	屋	根等									
2	小	屋裏等									
3	天	井裏等									
4	壁	体 等									
5	床	等									
6	畳	等									
7	柱・梁等										
8	押	入・戸紀									
9	ダ	クト等									
1 0	パ	イプス〜	ペース等	争							
1 1	火	気施設等									
1 2	布	団・マッ	ット等								
1 3	家	具 等									
1 4	口	ッカー等	争								
1 5	書	籍等									
1 6	繊	維・紙・	・木材等	争							
1 7	焼	き堆積物	勿等								
	そ										
1.0											
1 8	(I)										
	他										
立合	者	氏名					区分	所	• 管 • 占	一 他	

- (注) 1. 点検し異状なしと判定した場合
 - 2. 点検の必要ないと判定した場合 ×
 - 3. 点検箇所が存在しない場合 /

残火処理場所の略図又は写真

作成振影	場所	作成 年月日 撮影	作成 者 撮影

(控)

交付日時		年月	月日	時	分ごろ	No.
対 象 物	住所名称		占有者等	丁目 番	号	火災番号
受 領 者			受領者 区 分	所·管·占·他	交付者	

No.

年 月 日

様

消防署長

消防隊の現場引揚げ後は、つぎのことについて、特に配慮していただくよう、ご協力願います。

- 1. 消防隊は、可能な限り詳細に火災現場を点検し、鎮火と決定しました。 しかし、焼け跡及びその周辺は、通常の場所と異なり、予見できない 事由により再出火等の事故発生の危険がありますので引き続き、警戒を 行ってください。
- 2. 現場保存等のため指定された区域内には、原則として立ち入らないでください。ただし、緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、区域内に立ち入って必要な措置を講じてください。
- 3. 異常と思われる事象に気付かれたときは、すみやかにつぎの連絡先へ 通報してください。

連絡先	

<i>≻</i> /~	\sim	号様式
#	-≺	
277	v	つりれんし

警 戒 時 点 検 記 録 表

決 裁 欄

出	火	日	時			年	月	日	時	分ごろ
鎮	火	日	時			年	月	日	時	分
出	火	場	所		区	町	丁	目	番地	号
責任	£ 者	職	氏 名							
警戒消	防隊等	名及び	隊長名							
		数言	戒	概	要	(危険筐	前所及ひ	べその具	体的処理)	

第4号様式

再 燃 火 災 発 生 報 告 書

出火年月日	年月日火災種別	管区別		火災区分	 延焼:小火	再燃火災発生概要(1次火災時の残火処理活動経過及びそ
出火場所	区町丁		号	/ \/\) <u></u>	の処置を含む。)
責任者職氏名		年齢	年			
	1 次 火 災		再 燃	火 災		
覚 知 別	覚知時分 時 分	覚知別 再物	然経過時間	時 分 知覚時	寺分 時 分	
出火時分	時 分ごろ	出火時分	時	分ごろ		
鎮火時分	時 分	鎮火時分	時	分		
所要時分	時間分	所要時分	時間	分		
焼損被害		焼損損害				
程度		程度				
		再燃箇所				
原因		及び原因				
						検討会結果及び教訓
活動状況		活動状況				
行到仍仅		行野水水				
消防隊最終	引揚時分	関係者及				
最終引揚消	防隊名	び付近住 民の消火				
協力依頼書	交付者指名	協力状況				